

陳情番号	陳情第44号	受理日	平成26年2月28日
件名	若草町2丁目マンション計画についての陳情		
陳情者	住所 西宮市若草町2丁目 氏名(団体名) 寺裏浩一 ほか3名		

【陳情趣旨】

三菱地所レジデンス(株)が計画している「(仮称)西宮市若草町2丁目計画」につきまして、事業者の三菱地所レジデンスが近隣住民への協議(説明会)を行っている段階です。西宮市条例に基づき定められた範囲の住民を集めた説明会が平成26年2月22日に行われましたが、事前に自治会から提示していた要望は全く考慮されていない計画でした。また、1月28日には自治会への建築計画の説明があり、どのような建物かはまだ決まっていないとの回答を受けていましたが、翌週には5階建ての図面が提示され、さらに翌日からボーリング調査を行いたいとの要請に対して、近隣住民への話を済ませてからにして欲しいとの自治会からの要望も全く無視して強行的に行われました。このような身勝手な計画および態度に対して住民一同非常に強い憤りを感じている状況であります。私たちの要望は「西宮市景観計画」に沿ったものであると思います。「良好な景観の形成に関する方針」にあります通り、西宮市は文教住宅都市であり、その基盤となる住宅地が周辺景観と融合した落ち着いたある住宅景観の形成を目指すものです。西宮市の中でも当該地区は工場や遊興施設もなく、周辺に小・中・高校が配置され閑静な住宅街となっています。とくに、鳴尾北10町会では、昭和55年に地区計画制度が制定される以前から、新築の物件の規模や用途については事業主と協議の上ふさわしくない物を除外してきた経緯があります。1例としては若草町では幅員10mを超す道路に面している物を除いて、階数が5階を超える建物はありませし、現地は北側道路が非常に狭く、土地一杯に5階建てを建てられるのは非常に厳しい住空間・環境の悪化を招きます。

【陳情事項】

1. 当該地区の特性・歴史的変遷を踏まえた開発計画となるように指導すること。
2. 周辺地域住民との協議が整うまでは、一方的に開発計画を進めないこと。